

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	佐呂間町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.saroma.hokkaido.jp/kakuka/soumuka/mynumber.html

執行機関名 佐呂間町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	乳幼児等医療費助成に関する条例(昭和48年条例第26号)による乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐呂間町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)別表1の2の項乳幼児等医療費助成に関する条例(昭和48年条例第26号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	乳幼児等医療費助成に関する条例(昭和48年条例第26号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て 児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養われること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、乳幼児等医療費をその保護者に助成することにより疾病の早期診断と早期診療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進をはかることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		乳幼児等医療費助成に関する条例(昭和48年条例第26号) 乳幼児等医療費助成に関する規則(昭和48年規則第10号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	乳幼児等医療費助成に関する条例第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児及び児童等に対する医療費の一部助成に係る受給資格者の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ハ	乳幼児等医療費助成に関する規則第2条第1項第2号、3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
備考		